

函館市交通安全対策会議幹事会要綱

1 設 置

函館市交通安全計画等を策定するにあたり、関係機関等が推進する交通安全施策に係る事項を協議するため、函館市交通安全対策会議条例（昭和46年函館市条例第40号）第6条の規定により、函館市交通安全対策会議に幹事会を設置する。

2 構 成

- (1) 幹事会の幹事は、別表のとおりとする。
- (2) 幹事会に幹事長を置き、市民部長をもってこれに充てる。

3 協議事項

- (1) 函館市交通安全計画の策定に関する事。
- (2) 年度別実施計画および事業実績の作成に関する事。
- (3) その他、交通安全の推進に必要な事項に関する事。

4 運 営

- (1) 幹事会は、幹事長が招集する。
- (2) 幹事長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 庶 務

幹事会の庶務は、市民部交通安全課において処理する。

6 要綱の施行日（設置年月日）

昭和61年11月15日

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表

函館市交通安全対策会議幹事会幹事名簿

所属機関	役職名
北海道開発局函館開発建設部	工 務 課 長
北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官
函 館 地 方 気 象 台	土砂災害気象官
北海道労働局函館労働基準監督署	安 全 衛 生 課 長
北海道渡島総合振興局保健環境部	環 境 生 活 課 長
北海道渡島総合振興局函館建設管理部	事 業 室 事 業 課 長
北海道警察函館方面本部	交 通 課 課 長 補 佐 (企 画 指 導 担 当)
北海道函館方面函館中央警察署	交 通 官
北海道函館方面函館西警察署	地 域 ・ 交 通 官
北海道旅客鉄道(株)函館支社	技 術 次 長
道南いさりび鉄道株式会社	施 設 課 長
函 館 市	企 画 部 計 画 推 進 室 公 共 交 通 担 当 課 長
函 館 市	総務部災害対策課長
函 館 市	保健福祉部管理課長
函 館 市	子 ども 未 来 部 子 ども 企 画 課 長
函 館 市	土木部道路建設課長
函 館 市	都 市 建 設 部 ま ち づ くり 景 観 課 長
函 館 市 教 育 委 員 会	生涯学習部管理課長
函 館 市 企 業 局	交通部安全推進課長
函 館 市 消 防 本 部	警 防 課 長
函館市交通安全対策会議	公 募 委 員